

# 奈良先端科学技術大学院大学学内保育所運営の業務委託に関する公募要領

## 1. 業務名

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 学内保育所運営業務

## 2. 業務の目的

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下、「本学」という。）では、職員・学生の子どもが保育所に入所困難となり、業務・学業の遂行に支障がもたらされていることに鑑み、その対策として、学内保育所を開設する予定である。女性研究者の産後復帰時に待機児となってしまう乳児の他、本学の国際化を推進して優秀な人材の交流を活発化するために海外からの赴任を含め、職員の着任時に帯同する子どもや、留学生の子ども等を受け入れる学内保育所である。委託する業務は、この保育所の開設準備及び運営に係る業務である。

## 3. 業務内容

下記施設において、仕様書（別紙1）に基づき、学内保育所の開設準備及び運営を行う。

所在地： 奈良県生駒市高山町8916-5  
本学「ゲストハウスせんたん」内1階  
形態： 小規模型事業所内保育所  
定員： 12名  
開設年月日： 令和6年10月1日（予定）

## 4. 委託費

保育所開設準備に係る費用：550万円（消費税込み）

保育運営年額：内閣府が定める小規模保育事業 A 型の6/100地域、定員6人から12人までの区分における前年度の3月5日時点での公定価格を基に算出した委託費。なお、公定価格の外、生駒市等の自治体から保育運営に係る補助金が出される場合は、その内容について、本学と協議の上、実費を追加する。

- ・ 公定価格のうち減価償却相当額は委託費から除く。
- ・ 障がい児加算は、実際に障がい児が在籍した場合に加算する。
- ・ 他の計算条件は、仕様書に記載した事項で確認すること。
- ・ 当該年度の在籍児童実数から算出される小規模保育事業 A 型における公定価格（当該年度全期間の合計額）が上記委託費を上回った場合は、在籍児童実数から算出される公定価格を委託費とするように年度末（契約最終年度は9月）に精算する。
- ・ 年度期中に公定価格の改定があった場合、受託者が保育士割合や経験年数等の条件を変更

した場合は、その実施月より、新価格に合わせて、委託費を改定し、精算する。

ただし、公定価格の算出方法が、児童年齢による基礎額に在籍児童数を乗じる現行法とは異なる算出方法に変更された場合は、上記の値を参考にして、委託費の年額を変更する。

## 5. 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日まで

※委託契約の満了日の18か月前までに契約期間以降の委託契約の更新の是非を決定するものとする。

## 6. 応募資格

以下の全てを満たすこと。

- (1) 本学が必要としている別紙 1 仕様書で定める地域開放枠保育定員数を生駒市北地区で現に運営されている認可保育所の保育定員数から減じることについて、生駒市と協議を終えている法人であり、その協議において支障となる意見が付されていないこと。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月26日条例第42号）及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- (3) 生駒市が定める「生駒市立幼稚園・保育園・こども園 教育・保育カリキュラム」に従った運営のできる法人であること。
- (4) 家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発第1212第 6号）第1の3 (3) ①のアからエに規定する事項を満たしていること。
- (5) 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条に規定する連携施設を確保できる法人であること。
- (6) これまでに、保育事業運営に関する重大な指導又は勧告等を受けていないこと。
- (7) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日規程第79号）第7, 8条に該当しない者であること。
- (8) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領（平成20年9月22日学長裁定）により学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (11) 生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領（平成15年5月1日施行）に定める入札参加停止措置要件に該当していないこと。
- (12) 生駒市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成25年7月1日施行）に掲げる排除措置要

件に該当していないこと。

## 7. 応募方法

### (1) 以下の書類を提出すること

- 1) 学内保育所運営の業務委託に関する応募申込書（様式 1 に必要事項を記載したもの）
- 2) 保育所運営提案書（本保育所の運営について、別紙 2 に記載した内容についての提案）
- 3) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- 4) 直近 3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものの若しくは所轄庁に提出した財務諸表）
- 5) 上記「6. 応募資格(1)」を満たしていることを証明する協議書兼協議回答書
- 6) 法人案内等
- 7) 保育所運営に関する実績等を説明する資料（様式 2 に必要事項を記載したもの）
- 8) 保育所指導監査結果の写し（直近に実施した 1 施設分）

### (2) 書類提出方法

提出期限：令和 5 年 11 月 9 日（木）16 時（必着）

（上記(1)の提出書類のうち、5)については、令和 5 年 11 月 17日（金）16時までとする。）

提出先：奈良先端科学技術大学院大学 男女共同参画室

（下記「1 1. 本件に関する窓口」参照）

※持参の場合 予め来訪日程をメールで連絡の上、持参・提出すること。

（窓口受付時間：平日の 9 時から 16 時まで）

※送付の場合 簡易書留、宅配便等、配達記録が残る形で送付すること。

提出部数：5 部（正本 1 部、副本 4 部）

### (3) 本公募に関する質問は、下記「1 1. 本件に関する窓口」まで、メールで行うこと。寄せられた質問についてはメールで回答する。

質問受付期間 令和 5 年 10 月 27 日（金）～11月 8 日（水）12 時まで

### (4) その他

- ・提出書類については、提出後の追加及び変更を認めない。
- ・応募後に、何らかの事情により応募を取りやめる場合は、下記「1 1. 本件に関する窓口」まで連絡の上、辞退書を提出すること。
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

## 8. 提案の審査に関する事項

(1) 審査方法 以下の2段階審査を行う。

1. 書類審査：提出書類により、ヒアリング審査を実施する応募者を選定する。
2. ヒアリング審査：書類審査通過者は、指定の日時に本学にて、以下の事項について15分程度の説明（プレゼンテーション）を行う。

- ・ 自法人の事業内容：事業の安定性・継続性
- ・ 自法人の理念・体制：事業を行う上で特に留意していることなど
- ・ 保育士等職員の育成について、どのようなプログラムを設けているかなど

提出書類内容及びプレゼンテーション内容について、ヒアリング審査を実施し、それらを総合的に評価の上、業務受託者候補を選考し推薦順位を付す。

(2) 審査基準

主に、十分な保育士の確保ができるか、研修・教育は行っているか、子ども・子育て関連3法及び本学の開設目的を十分に理解しているか、保育所運営実績、安全管理体制等について審査会が審査する。

(注) 子ども・子育て関連3法：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

(3) 審査結果連絡

書類審査結果は令和5年11月17日（金）までに、ヒアリング審査結果は令和5年12月1日（金）までに、メールで通知する。

(4) 決定方法

推薦順位第1位から順に、本学と保育所開設に向けた協議を行い、協議が成立した事業者を業務受託者として決定する。決定した受託者より推薦順位が下位の候補者には、上位者の受託が決定した旨を通知する。

(5) 業務受託者の公表

業務受託者として決定した法人は公表し、それ以外の応募法人は非公開とする。

## 9. 契約締結

8.(4)の協議の結果、受託者として決定した場合は、本学と業務委託契約を締結するものとする。次年度の保育運営に係る委託費は、当該次年度の公定価格が決定した時点で、委託費の金額を本学と受託者間で確認する。年度途中で委託費が変更となる場合も、同様に、本学と受託者間で委託費を確認する。

## 10. 契約までのスケジュール

- (1) 公募開始 令和 5 年 10 月 26 日 (木)
- (2) 応募書類提出期限 令和 5 年 11 月 9 日 (木) 16時 (必着)
- (3) 書類審査 令和 5 年 11 月 10 日 (金) ~ 11月 17日 (金)
- (4) ヒアリング審査 令和 5 年 11 月 20 日 (月) ~ 30日 (木)
- (5) 審査結果の通知 令和 5 年 12 月 1 日 (金) まで
- (6) 契約締結 受託者決定後の早い時期

## 11. 本件に関する窓口

奈良先端科学技術大学院大学 男女共同参画室 (担当: 二階堂, 石川)  
住所: 〒630-0192 奈良県生駒市高山町8916-5 (事務局棟2階)  
電話: 0743-72-5138  
メールアドレス: sankaku-jimu@ad.naist.jp

本件に関する問合せは必ずメールで行うこと。なお、応募内容に係る質問は、7.(3)参照